

# 教育委員会（第10回）定例会

令和7年10月24日（金）

10時00分～11時30分

## 次 第

### 1 開会

### 2 議案

第46号議案 令和8年度久留米市立小・中・特別支援学校教職員人事異動方針について

第47号議案 令和8年度久留米市立久留米特別支援学校高等部入学者選考要項及び令和8年度久留米市立久留米特別支援学校高等部訪問教育入学者選考要項について

第48号議案 久留米市文化財収蔵資料審議会委員の委嘱について

### 3 協議

(1) 教育委員会会議等へのコンピュータ端末の活用について

(2) 山本小・草野小・善導寺小・大橋小学校の統合による屏水中学校区の義務教育学校新設基本計画【案】について

(3) 城島エリアの今後の対応について 非公開

### 4 報告事項

(1) 教育委員会後援事業等に関する報告

(2) 久留米市小中一貫教育に関する方針案の策定状況について

### 5 その他

### 6 今後のスケジュール

### 7 閉会



## 第 4 6 号 議案

令和 8 年度久留米市立小・中・特別支援学校教職員人事異動  
方針について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 0 月 2 4 日

教育長 井 上 謙 介

### 提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6  
2 号）第 2 1 条第 3 号の規定により、令和 8 年度久留米市立小・中・  
特別支援学校教職員人事異動方針を定めようとするものである。

令和8年度

# 人事異動方針

—久留米市立小・中・特別支援学校教職員—

久留米市教育委員会

# 人事異動方針

## －久留米市立小・中・特別支援学校－

久留米市立小・中・特別支援学校教職員の人事異動については、県費負担教職員に関する県の異動方針等を踏まえ、長期的な展望に立った計画的人事によって、学校組織の適正化と清新明朗な気風づくりを促進し、本市教育の充実発展を図ることを目的として、次の方針によって人事異動の内申を行う。

- 1 時代の大きな転換期にある中、「久留米市教育に関する大綱」並びに「久留米市教育振興プラン」に基づき、ともに未来を創るくるめっ子を目指し、子どもの「つくる力・つなぐ力・つらぬく力」をはぐくむために、適材・適所に配置することとする。
- 2 教科、性別、年齢などを考慮し、教職員の年齢構成、男女比等の適正化に努め、中学校においては教科運営の適正化を図る。
- 3 特別支援教育の充実のための人材の育成と学校の実情に応じた専門性のある教員の配置に努める。
- 4 学校教育の活性化を図るため、県教育委員会と連携しながら教育事務所管内における市郡間交流、教育事務所間交流、県・市立学校等との人事交流を行う。
- 5 「久留米市教育振興プラン」に掲げる4つの重点と土台としての人権・同和教育、特別支援教育、キャリア教育等の推進を図るため、要員の確保と人事配置の適正化に努める。
- 6 管理職の内申に当たっては業績評価の結果を活用し、全市的かつ長期的視野に立って、人格高潔で有能な人材の確保に努める。その際、若い人材及び女性の積極的な登用を図る。
- 7 管理職並びに主幹教諭、指導教諭の降任については、本人の希望を尊重する。
- 8 新規採用教員の配置に当たっては、その育成を考慮して行う。
- 9 暫定再任用制度により任用された教職員については、県教育委員会と十分な連携を行い、その経歴や能力を発揮できるような配置に努める。
- 10 小・中学校の教職員間による連携・協働を深め、9年間を見通した系統性・連続性のある教育を推進する。

# 令和8年度人事異動取扱要綱

## －久留米市立小・中・特別支援学校－

### 1 人事異動対象者の条件

久留米市立小・中・特別支援学校の県費負担教職員の人事異動対象者は、県人事異動方針及び市人事異動方針に基づき、学校組織の適正化と清新明朗な気風づくりを促進し、本市教育の充実発展を図ることができるよう下記の内容とする。

- (1) 同一校6年以上の勤続者は、異動対象者として取り扱う。
- (2) 管内他市町村間交流による転入者で3年以上勤務した者は、原則として、管内他市町村への異動対象者とする。
- (3) 同一校10年以上の勤続者は、原則として異動を行う。ただし、通勤時間又は本人の健康状態については過度の負担にならないよう配慮する。
- (4) 積極異動の希望者に対しては、本人の意向を尊重し異動を行う。ただし、校長の意向と協議のもと最終的な判断をして取り扱う。

### 2 人事異動地区における学校選択の方法について

#### (1) 希望異動先の学校選択方法

北筑後教育事務所との協議を経て、人事異動地区（小学校3地区、中学校3地区、久留米特別支援学校1地区）を東部、中部、南部地区の3地区として設定した。人事異動地区から、下記の方法に基づき異動先の希望校を4校選択すること。

#### ①教諭の選択方法（主幹教諭、指導教諭を含む）

学校種	学校選択の方法
小学校	① 4校を選択すること。 ② 3地区から各1校以上選択すること。 ③ 久留米特別支援学校を選択する場合は、他3校を3地区から各1校選択すること。
中学校	① 4校を選択すること。 ② 3地区から各1校以上選択すること。 ③ 久留米特別支援学校を選択する場合は、他3校を3地区から各1校選択すること。
久留米特別支援学校	① 希望する学校種の選択方法に準じて選択記入すること。

#### ② 養護教諭、学校事務職員、栄養教諭及び学校栄養職員の選択方法

人事異動地区（東部、中部、南部の3地区及び久留米特別支援学校）のうち、2以上の地区から「4校」を選択し、記入すること。

(2) 人事異動地区

① 全小学校・・・3地区「東部・中部・南部」とする。

東部地区 (15校)	船越小、水縄小、田主丸小、水分小、竹野小、川会小、柴刈小、弓削小、北野小、大城小、金島小、草野小、宮ノ陣小、山本小、善導寺小
中部地区 (14校)	西国分小、篠山小、京町小、長門石小、日吉小、金丸小、上津小、南薫小、合川小、小森野小、東国分小、高良内小、御井小、山川小
南部地区 (13校)	荘島小、鳥飼小、南小、大善寺小、安武小、荒木小、津福小、城島小、江上小、青木小、西牟田小、犬塚小、三瀨小

② 全中学校・・・3地区「東部・中部・南部」とする。

東部地区 (4校)	田主丸中、北野中、屏水中、宮ノ陣中
中部地区 (7校)	城南中、櫛原中、諏訪中、明星中、青陵中、良山中、高牟礼中
南部地区 (6校)	江南中、牟田山中、三瀨中、城島中、荒木中、筑邦西中

③ 久留米特別支援学校 「単独1地区」とする。

\* 3地区間の異動については、北筑後教育事務所管内市町村間交流の異動をしたものとみなす。

\* 児童生徒支援教員が加配されている学校、久留米特別支援学校で勤務経験がない職員は、本人の異動希望にかかわらず、当該学校へ異動する場合がある。

(3) 北筑後教育事務所管内他市町村の異動希望については、異動希望が有の場合は、1市町村以上を選択し、記入すること。そして、特に、希望する学校があれば、学校名を記入すること。記入がない場合は一任とみなす。

3 小・中学校教職員の人事交流について

児童生徒の9年間の学びと育ちをとらえた系統性・連続性のある小中一貫教育を推進するために、異動希望等に応じて、小・中学校教職員の人事交流を段階的に実施していくこととする。



○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の職務権限）

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。

二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。

**三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。**

四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。

（五～十九 省略）

（事務の委任等）

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

**四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。**

五 次条の規定による点検及び評価に関すること。

六 第二十七条及び第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

（3～4 省略）

## 事務局等職員等及び教職員の人事異動方針

事務局等職員等及び教職員（以下「職員」という。）の人事異動については、教育行政の適正かつ能率的な運営、学校の活性化や特色ある学校づくりなどの教育改革を推進し本県教育の充実発展を図るため、次の方針に基づいて行う。

- 1 適材適所を旨とし、職員構成の適正化と充実を図る。
- 2 新陳代謝の促進を図り、清新の気風を醸成する。
- 3 広域人事を推進するとともに、人事交流を積極的に行う。
- 4 長期的展望の下に、人材の適正な配置に努める。
- 5 昇任については、学歴偏重、年功序列を排し、実力主義を旨とし、職員の士気の高揚を図る。その際、若い人材や女性の登用を積極的に行う。  
なお、管理職員については、人格高潔で有能な人材を任用する。
- 6 新規採用職員の配置に当たっては、その育成を考慮して行う。

(令和5年10月2日改正)

## 県費負担教職員の人事異動取扱方針

福岡県市町村立小・中・義務教育学校及び特別支援学校の教職員の人事異動については、市町村教育委員会との協働関係を維持しつつ、人事異動方針に基づき、この人事異動取扱方針により行うものとする。

### 1 適材適所を旨とし、職員構成の適正化と充実を図る。

- (1) 校長・副校長・教頭の異動については、業績評価の結果を活用し、学校・地域の実態を踏まえて、適材を適所に配置する。
- (2) 教員等の異動については、次のように取り扱い、適材を適所に配置する。
  - ア 年齢構成・男女比の適正化に努める。
  - イ 中学校においては、教科運営の適正化を図る。
  - ウ 特別支援学校には、特に人材の確保に努める。
  - エ 定員に対する過不足及び教科欠の解消を図るように努める。
  - オ 学校事務の共同実施を踏まえた職員配置に努める。

### 2 新陳代謝の促進を図り、清新の気風を醸成する。

- (1) 校長・副校長・教頭の異動については、同一校勤務年数の適正化を図る。
- (2) 教員等の異動については、同一市郡・同一校永年勤続者の計画的異動を図る。

### 3 広域人事を推進するとともに、人事交流を積極的に行う。

- (1) 学校教育の活性化を図るため、教育事務所管内における市郡間交流の推進に努めるとともに、教育事務所間交流も図ることとする。この場合、教職員の通勤時間を配慮するものとする。
- (2) 小・中学校等の異種学校間及び県立学校（高等学校、特別支援学校、中高一貫教育校）との人事交流（研修によるものを含む。）を推進する。
- (3) 教育事務所間及び県立学校との交流は、本庁において取りまとめ、その指示するところにより異動を行うものとする。
- (4) 教職員の過員の解消については、教育事務所間の相互交流にとどまらず、本庁において全県的な計画をもって是正を図るものとする。

### 4 長期的展望の下に、人材の適正な配置に努める。

- (1) 特色ある学校づくりを推進するため、適切な人材の配置を行う。
- (2) 教育上特別の配慮を必要とする学校については、実情を考慮し人事異動を行う。
- (3) 相当年限へき地学校に勤務した者については、転任に当たりその希望を考慮する。

### 5 昇任については、学歴偏重、年功序列を排し、実力主義を旨とし、職員の士気の高揚を図る。その際、若い人材や女性の登用を積極的に行う。

なお、管理職員については、人格高潔で有能な人材を任用する。

- (1) 管理職については、教育の実績を上げた者のうち、人格高潔であって、教育的識見に長じ、学校経営に対する積極的な姿勢と十分な力量のある者を任用する。

- (2) 新しい時代の学校にふさわしい特色ある学校づくりを推進する観点から、小・中間、中・高間等の異種学校間の管理職の交流人事を促進する。
  - (3) 管理職の任用に当たって県教育委員会は教育事務所を経て市町村教育委員会と協議することとし、特に次のことに留意する。
    - ア 若い有能な校長・副校長・教頭の任用を図りながら、管理職の適正な年齢構成にも配慮する。
    - イ 女性の校長・副校長・教頭の任用を図る。
  - (4) 管理職の降任を希望する者については、本人の希望を尊重する。
  - (5) 主幹教諭・指導教諭については、配置による学校の活性化、校務の効率化を図る観点から、適切な人材の任用を図る。
  - (6) 女性の主幹教諭・指導教諭の任用を図る。
  - (7) 主幹教諭・指導教諭の降任を希望する者については、本人の希望を尊重する。
- 6 新規採用職員の配置に当たっては、その育成を考慮して行う。
- (1) 教員については、教員採用候補者名簿に登載された者のうちから採用する。  
ただし、次の場合は、候補者名簿に登載されていない者についても別途選考し、採用することがある。
    - ア 他府県の国立大学法人及び公立学校との交流の場合
    - イ 県内の国立大学法人及び公立学校又は現に県教育委員会事務局・市町村教育委員会事務局・県教育センター等に勤務している職員（教員経験者に限る。）を採用する場合
    - ウ 栄養教諭を特別選考試験により採用する場合
  - (2) 事務職員については、「福岡県職員採用試験合格者名簿」に登載された者のうちから採用する。
- 7 暫定再任用職員
- 教職員の再任用(更新を含む。)については、暫定再任用制度により運用する。配置に当たっては、市町村教育委員会の意見を十分聴くものとする。
- \* 市町村教育委員会の内申手続について
- 人事異動に当たっては、市町村教育委員会の内申をまっで行う。(同一市町村内の転任については、内申に基づき行う。)
- (1) 一般教職員の人事については、あらかじめ教育事務所長と協議し、内申を教育事務所長に提出するものとする。
  - (2) 校長・副校長・教頭の人事については、あらかじめ教育事務所長と協議し、内申を教育事務所長を経由し教職員課長に提出するものとする。
  - (3) 校長の意見の申し出がなされた場合は、あらかじめ教育事務所長と協議し、内申を教育事務所長を経由し教職員課長に提出するものとする。
  - (4) 市町村合併が行われる地域の人事については、内申日に存する市町村教育委員会において内申するものとする。

(平成29年11月14日改正)

## 県費負担教職員の市町村間交流人事異動方針

福岡県教育庁北筑後教育事務所

教育事務所及び管内各市町村教育委員会の連携・協力の下、長期的な視点に立った市町村間交流を推進し、もって北筑後管内全体の学校教育の活性化を図ることを目的としてこの方針を定めるものである。

管内各市町村教育委員会においては、この方針の趣旨を尊重し、市町村間交流の推進に努めるものとする。

### 1 交流の目的

- (1) 管内市町村の教育水準の維持・向上及び教育の活性化
- (2) 教職員の意欲及び資質の向上
- (3) 学級減に伴う過員の解消及び定数欠、教科欠のアンバランスの解消
- (4) 時代の変化に伴う指導方法の改善に対応する管内指導体制の確立

### 2 交流の考え方

#### (1) 一般教職員

- ア 各市町村の課題により意図的、計画的な交流を行う。
- イ 市町村別の課題に応じた主任級等の交流人事を促進する。
- ウ 採用後、2以上の市町村での勤務の経験がない者については、2以上の市町村での勤務を経験するものとする。

#### (2) 管理職員

- ア 管理職員については、原則として、在任期間中、2以上の市町村での勤務を経験するものとする。
- イ 教頭昇任時は、可能な限り、他市町村へ配置する。

### 3 交流の期間

管内市町村間交流の期間は、原則として3年とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。

### 4 交流者の決定

- (1) 各市町村教育委員会は、毎年度、他市町村未経験者リストを作成する。
- (2) 教育事務所は、各市町村教育委員会と協議の上、各市町村の課題に基づく要望や他市町村異動希望者の状況を勘案しながら交流者を決定する。

### 5 その他

- (1) 久留米市については、異動範囲が広範であり、市内異動においても市町村間異動と同等の効果を期待できることから、別紙のブロック間による異動も市町村間異動とみなす。
- (2) 本方針については、毎年度の人事異動に関する動向や各市町村教育委員会の意見を踏まえ、適宜見直すこととする。



○ 「異動希望」欄記入例

(イ) 「現任校所在の市町村内」は希望するが、「管内他市町村」は希望しない場合

異動希望	現任校所在の市町村内				管内他市町村 ※ ( ) は久留米市のブロック																																	
	有 無 (やむを得ず)	1 A 学校	2 B 学校	3 C 学校	4 D 学校	有 無 (やむを得ず)	1 E 市・町・村 ( 東 部 )	2 E 市・町・村 ( 中 部 )	3 F 市・町・村 ( )	4 G 市・町・村 ( )	①	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②	③																
	理由(他市町村含む)				(注) 他市町村を2つ以上記入すること 久留米市へはブロック別に記入すること																																	
					<table border="1"> <tr> <td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td> </tr> </table>												学校																					
学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校																

(ロ) 「管内他市町村」は希望するが、「現任校所在の市町村内」は希望しない場合

異動希望	現任校所在の市町村内				管内他市町村 ※ ( ) は久留米市のブロック																																	
	有 無 (やむを得ず)	1 A 学校	2 B 学校	3 C 学校	4 D 学校	有 無 (やむを得ず)	1 E 市・町・村 ( 東 部 )	2 E 市・町・村 ( 中 部 )	3 F 市・町・村 ( )	4 G 市・町・村 ( )	①	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②	③																
	理由(他市町村含む)				(注) 他市町村を2つ以上記入すること 久留米市へはブロック別に記入すること																																	
					<table border="1"> <tr> <td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td> </tr> </table>												学校																					
学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校																

(ハ) 「現任校所在の市町村内」「管内他市町村」のどちらでもよいから希望する場合

異動希望	現任校所在の市町村内				管内他市町村 ※ ( ) は久留米市のブロック																																	
	有 無 (やむを得ず)	1 A 学校	2 B 学校	3 C 学校	4 D 学校	有 無 (やむを得ず)	1 E 市・町・村 ( 東 部 )	2 E 市・町・村 ( 中 部 )	3 F 市・町・村 ( )	4 G 市・町・村 ( )	①	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②	③																
	理由(他市町村含む)				(注) 他市町村を2つ以上記入すること 久留米市へはブロック別に記入すること																																	
					<table border="1"> <tr> <td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td> </tr> </table>												学校																					
学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校																

(ニ) 「現任校所在の市町村内」「管内他市町村」共に希望がない場合

異動希望	現任校所在の市町村内				管内他市町村 ※ ( ) は久留米市のブロック																																	
	有 無 (やむを得ず)	1 A 学校	2 B 学校	3 C 学校	4 D 学校	有 無 (やむを得ず)	1 E 市・町・村 ( 東 部 )	2 E 市・町・村 ( 中 部 )	3 F 市・町・村 ( )	4 G 市・町・村 ( )	①	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②	③																
	理由(他市町村含む)				(注) 他市町村を2つ以上記入すること 久留米市へはブロック別に記入すること																																	
					<table border="1"> <tr> <td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td><td>学校</td> </tr> </table>												学校																					
学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校	学校																

(ホ) 管外転出希望の有無

管外転出希望の有無	有	市郡名(事務所管外)			小・中 交流希望の有無	中・高 交流希望の有無	特別支援学校 交流希望の有無	長期派遣 研修希望の有無	再任用 希望の有無
	有	第1希望 大牟田 市郡	第2希望 みやま 市郡	第3希望 筑後 市郡					
	無								



## 第 4 7 号議案

令和 8 年度久留米市立久留米特別支援学校高等部入学者  
選考要項及び令和 8 年度久留米市立久留米特別支援学校  
高等部訪問教育入学者選考要項について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 0 月 2 4 日

教育長 井 上 謙 介

### 提案理由

令和 8 年度久留米市立久留米特別支援学校高等部入学者選考要項  
及び令和 8 年度久留米市立久留米特別支援学校高等部訪問教育入学者  
選考要項を定めようとするものである。

令和 8 年度 久留米市立久留米特別支援学校  
高等部入学者選考要項

**第 1 基本方針**

- 1 久留米特別支援学校高等部入学者の選考は、入学を希望する者について、その障害の種類や程度及び個人の資質や能力を公正に判定することを基本として行うものとする。
- 2 久留米特別支援学校高等部入学者の選考は、志願者の在学又は卒業した学校の校長（以下「出身学校長」という。）から提出される調査書、知的検査、身体機能検査、面接等により行うものとする。

**第 2 入学志願手続**

**1 志願資格**

障害が学校教育法施行令第 2 2 条の 3 に示す知的障害の程度に該当する者で、久留米市に在住し、かつ、次の事項に該当する者

- (1) 特別支援学校中学部、中学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は令和 8 年 3 月卒業見込の者
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和 8 年 3 月修了見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則第 9 5 条に基づき、(1) と同等以上の学力があると認められた者

**2 募集学科及び定員**

募集学科及び定員は、次のとおりとする。

学科	募集定員
普通科	70 人

**3 志願書類**

**(1) 入学願書**

入学志願者は、入学願書（久留米市立久留米特別支援学校学則第 3 号様式）に必要事項を記入し、出身学校長を経由の上、久留米特別支援学校長へ提出すること。

**(2) 調査書**

出身学校長は、志願者の調査書（久留米特別支援学校で定める様式）を作成し、久留米特別支援学校長へ提出するものとする。この場合、出身学校長は自らを委員長とする「調査書作成委員会」を設け、指導要録に準拠して厳正に作成すること。

**(3) 療育手帳または知的障害があることを証明する専門医の診断書等の写し**

**(4) その他、久留米特別支援学校長が必要とする書類**

**4 入学選考料**

入学選考料は無料とする。

**5 志願書類提出期間**

令和 8 年 1 月 23 日（金）から令和 8 年 1 月 30 日（金）までとする。

受付時間は、午前 9 時から午後 4 時（受付締切日は正午）までとする。

（ただし、土曜・日曜・祝日は受け付けない）

## 6 志願書類の受付

久留米特別支援学校長は、提出された志願書類を精査確認の上、受け付ける。  
なお、受検票には、受検番号を記入し、公印を押印して交付するものとする。

## 第3 入学者選考

### 1 選考の方法

- (1) 選考にあたっては、久留米特別支援学校長を責任者とする「入学者選考委員会」を組織するものとする。
- (2) 入学者選考委員会は、選考の手続き及び基準を作成するものとする。
- (3) 選考は、調査書及び諸検査等の資料を精査の上、総合的な判断により可否を判定するものとする。なお、合格者の所属学級（単一・重複）も合わせて判断する。

### 2 検査内容

知的検査、身体機能検査、面接、その他必要な検査等については、久留米特別支援学校長が定めるものとする。

### 3 検査期日・日程

- (1) 検査期日は、令和8年2月13日（金）とする。
- (2) 日程は、久留米特別支援学校長が定めるものとする。
- (3) 受検者が新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの罹患、その他やむを得ない理由により上記日程で受検できなかった場合は、後日追検査を行う。

### 4 検査場等

- (1) 検査は、久留米特別支援学校において行うものとする。
- (2) 採点、評価等は、久留米特別支援学校において行うものとする。

### 5 検査場責任者

久留米特別支援学校長を検査場責任者とする。

## 第4 合格者発表

- 1 合格者発表の期日は、令和8年3月16日（月）午前9時とする。
- 2 合格者発表は、久留米特別支援学校での掲示及びホームページ上で行うものとする。

## 第5 募集要項

久留米特別支援学校長は、この要項に基づき募集要項を作成するものとする。

## 第6 2次募集

合格者発表時に、合格者の人数が募集定員に満たない場合は、原則として2次募集を行うものとする。追加募集の有無や期日の公表は、1次の発表後に行う。

- 1 募集期間は令和8年3月17日（火）から3月19日（木）の正午までとする。
- 2 検査期日は令和8年3月23日（月）とする。
- 3 合格者発表は令和8年3月23日（月）の12：00とする。

令和8年度 久留米市立久留米特別支援学校  
高等部訪問教育入学者選考要項

**第1 基本方針**

- 1 久留米特別支援学校高等部訪問教育入学者の選考は、入学を希望する者について、訪問教育の必要性や障害の種類や程度及び個人の資質や能力を公正に判定することを基本として行うものとする。
- 2 久留米特別支援学校高等部訪問教育入学者の選考は、志願者の在学又は卒業した学校の校長（以下「出身学校長」という。）から提出される調査書、知的検査、身体機能検査、面接等により行うものとする。

**第2 入学志願手続**

**1 志願資格**

障害が学校教育法施行令第22条の3に示す知的障害の程度に該当する者で、原則として保護者とともに久留米市に在住し、かつ、次の事項に該当する者

- (1) 特別支援学校中学部で訪問教育を受けていた者で、令和8年3月卒業見込の者
- (2) 原則として特別支援学校中学部を令和8年3月卒業見込の者で、障害の重度・重複化により通学して高等部教育を受けることが困難な者
- (3) その他、久留米特別支援学校長が定める資格・要件に基づき、久留米特別支援学校高等部訪問教育が適当と認められた者

**2 募集学科及び定員**

募集学科及び定員は、次のとおりとする。

学科	募集定員
普通科	3人

**3 志願書類**

**(1) 入学願書**

入学志願者は、入学願書（久留米市立久留米特別支援学校学則第3号様式）に必要事項を記入し、出身学校長を経由の上、久留米特別支援学校長へ提出すること。

**(2) 調査書**

出身学校長は、志願者の調査書（久留米特別支援学校で定める様式）を作成し、久留米特別支援学校長へ提出するものとする。この場合、出身学校長は自らを委員長とする「調査書作成委員会」を設け、指導要録に準拠して厳正に作成すること。

(3) 療育手帳または知的障害があることを証明する専門医の診断書等の写し

(4) その他、久留米特別支援学校長が必要とする書類

**4 入学選考料**

入学選考料は無料とする。

**5 志願書類提出期間**

令和8年1月23日（金）から令和8年1月30日（金）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時（受付締切日は正午）までとする。

（ただし、土曜・日曜・祝日は受け付けない）

## 6 志願書類の受付

久留米特別支援学校長は、提出された志願書類を精査確認の上、受け付ける。  
なお、受検票には、受検番号を記入し、公印を押印して交付するものとする。

## 第3 入学者選考

### 1 選考の方法

- (1) 選考にあたっては、久留米特別支援学校長を責任者とする「入学者選考委員会」を組織するものとする。
- (2) 入学者選考委員会は、選考の手続き及び基準を作成するものとする。
- (3) 選考は、調査書及び諸検査等の資料を精査の上、総合的な判定により入学者を決定するものとする。

### 2 検査内容

学力調査、身体機能検査、健康診断、面接、その他必要な検査等については、久留米特別支援学校長が定めるものとする。

### 3 検査期日・日程

- (1) 検査期日は、令和8年2月9日（月）から令和8年2月13日（金）までの期間で久留米特別支援学校長が定めるものとする。
- (2) 日程は、久留米特別支援学校長が定めるものとする。
- (3) 受検者が新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの罹患、その他やむを得ない理由により上記日程で受検できなかった場合は、後日追検査を行う。

### 4 検査場等

- (1) 検査は、久留米特別支援学校において行うものとする。ただし、志願者の障害の状態等により、必要に応じて家庭や施設等で行うこともできるものとする。
- (2) 採点、評価等は、久留米特別支援学校において行うものとする。

### 5 検査場責任者

久留米特別支援学校長を検査場責任者とする。

## 第4 合格者発表

- 1 合格者発表の期日は、令和8年3月16日（月）午前9時とする。
- 2 合格者発表は、久留米特別支援学校での掲示及びホームページ上で行うものとする。

## 第5 募集要項

久留米特別支援学校長は、この要項に基づき募集要項を作成するものとする。



## 学校教育法施行令（抜粋）

### 第2章 視覚障害者等の障害の程度

第22条の3 法第75条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のもので、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1 知的発達の変滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達の変滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

- 備考 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。  
2 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。



## 第 4 8 号議案

久留米市文化財収蔵資料審議会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 0 月 2 4 日

教育長 井 上 謙 介

### 提案理由

久留米市文化財収蔵資料審議会委員の任期満了に伴い、後任の委員を委嘱しようとするものである。

久留米市文化財収蔵資料審議会委員の委嘱について

久留米市文化財収蔵資料審議会規則（昭和58年久留米市教育委員会規則第3号）第4条の規定により、下記の者を久留米市文化財収蔵資料審議会委員に委嘱する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
学識経験者	きど ひろなり 木土 博成	九州大学 比較社会文化研究院	令和7年11月1日 から 令和9年10月31日 まで
	いまむら なおき 今村 直樹	熊本大学 永青文庫研究センター	
	うえの かおり 植野 かおり	立花家史料館	
	こくしょう ともこ 國生 知子	九州歴史資料館	
	よしなが ようぞう 吉永 陽三	元 佐賀県立博物館・美術館	
	おおつ ただひこ 大津 忠彦	筑紫女学園大学	
	よしどめ ゆうこ 吉留 優子	元 九州産業大学美術館	
	ごとう じゅんこ 後藤 純子	久留米文化振興会美術館総務課	

久留米市文化財収蔵資料審議会委員 新旧対照表

区分	旧 名 簿		新 名 簿	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
学識経験者	きど ひろなり 木土 博成	九州大学 比較社会文化研究院	きど ひろなり 木土 博成	九州大学 比較社会文化研究院
	よしだ よういち 吉田 洋一	久留米大学文学部 国際文化学科	いまむら なおき 今村 直樹	熊本大学 永青文庫研 究センター
	うえの かおり 植野 かおり	立花家史料館	うえの かおり 植野 かおり	立花家史料館
	こくしやう ともこ 國生 知子	九州歴史資料館	こくしやう ともこ 國生 知子	九州歴史資料館
	よしなが ようぞう 吉永 陽三	元 佐賀県立博物館・ 美術館	よしなが ようぞう 吉永 陽三	元 佐賀県立博物館・ 美術館
	おおつ ただひこ 大津 忠彦	筑紫女学園大学	おおつ ただひこ 大津 忠彦	筑紫女学園大学
	よしどめ ゆうこ 吉留 優子	元 九州産業大学美術館	よしどめ ゆうこ 吉留 優子	元 九州産業大学美術館
	ごとう じゅんこ 後藤 純子	久留米文化振興会美術 館担当事務局	ごとう じゅんこ 後藤 純子	久留米文化振興会美術 館総務課

○久留米市文化財収蔵資料審議会規則

昭和58年10月1日

久留米市教育委員会規則第3号

改正 平成元年6月30日教育委員会規則第5号

平成9年3月31日教育委員会規則第4号

平成17年3月28日教育委員会規則第48号附則第4項

(趣旨)

第1条 この規則は、久留米市附属機関の設置に関する条例(昭和33年久留米市条例第8号)第3条の規定に基づき、久留米市文化財収蔵資料審議会(以下「審議会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、文化財収蔵資料の受入れに関し必要な事項について調査審議し、意見を答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもつて組織する。

2 前項の委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員)

第4条 委員及び臨時委員は、学識経験者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(委員の任期)

第5条 委員(第3条第2項に規定する臨時委員を除く。以下次項において同じ。)の任期は2年とする。ただし、再任をさまたげない。

2 補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 第3条第2項に規定する臨時委員は、同項に規定する特別の事項の調査審議が終つたときは、退任するものとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を各1名置き、委員の互選とする。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(平17教規則48・旧第9条繰上)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年6月30日教育委員会規則第5号)

この規則は、平成元年7月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月31日教育委員会規則第4号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月28日教育委員会規則第48号附則第4項) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。



## 教育委員会会議等へのコンピュータ端末の活用について（案）

1 趣旨

行政の更なるデジタル化の推進を図るとともに、ペーパーレス化による環境配慮、事務効率化などの面から、教育委員会会議等におけるコンピュータ端末の活用について協議するものです。

2 内容

教育委員会会議等の際に、当該会議に関する資料を、コンピュータ端末を用いてデータで閲覧できるようにするものです。なお、事前の資料送付は、各教育委員のメールアドレスヘデータで送信します。

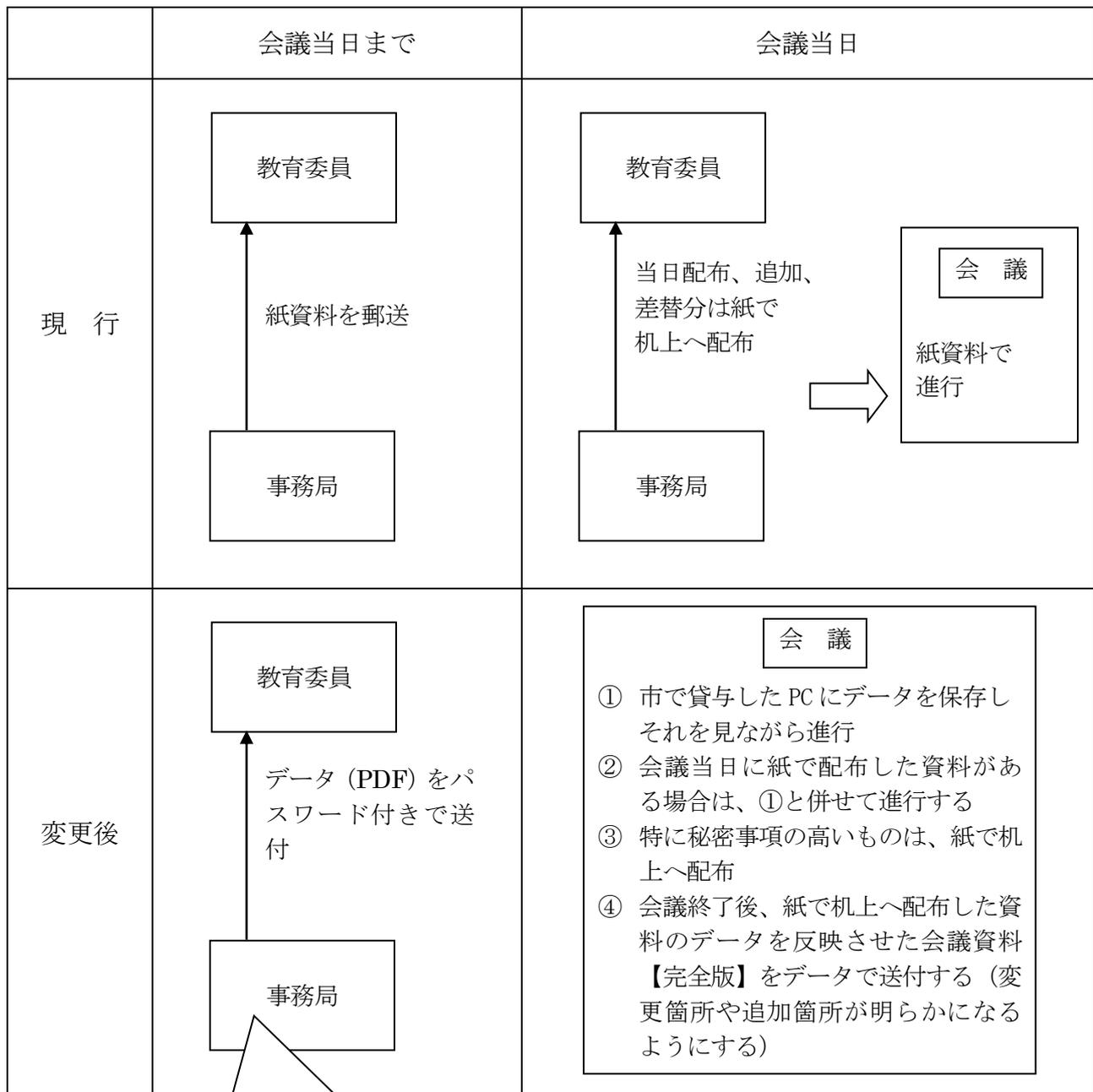
スケジュール	対応状況（※状況に応じて多少前後することがあります。）
3日前まで	・各教育委員のメールアドレスへ、会議資料【初版】をデータで送付する
前日15時まで	・会議資料【初版】送付後、追加・差替があったものをデータで送付するほか、修正等がない場合はその旨を連絡する ・追加・差替があったものは、市貸与の会議で使用するコンピュータ端末へ反映させておく
会議当日	・前日15時以降に追加・差替があったものや、特に秘密性が高いため、データでの送付が難しい資料を、紙で机上へ配布する ・会議は、前日15時までのデータが反映されたコンピュータ端末と、紙で配布した資料がある場合は、その両方で進行する
会議終了後	・前日15時以降に追加・差替があったものを反映させた、会議資料【完全版】を各委員のメールアドレスヘ送付する

### 3 対象会議

教育委員会会議など

### 4 開始時期

令和7年11月（10月については紙とデータの併用）



- ・ データは基本的に一つにまとめたものとします。（容量に応じて分割します。）
- ・ パスワードは別メールで送信します。（毎回パスワードは変わります。）
- ・ 紙資料が必要な方のご連絡ください。



# 教育委員会会議等へのコンピュータ端末の活用

## ◆ 定例会 3 日前まで ◆

- ・ 会議資料データ【初版】をメールで送付

## ◆ 定例会前日 15 時まで ◆

- ・ 修正箇所のデータをメールで送付
- ・ 追加データをメールで送付
- ・ 修正がない場合はその旨をメールで連絡



上記のスケジュールは  
状況に応じて多少前後  
することがあります。



## ◆ 定例会当日（机上） ◆

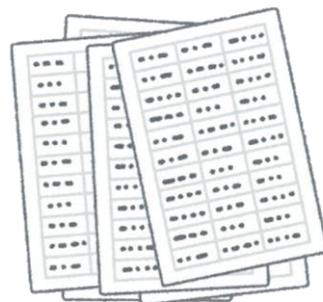
< 市が貸与したPC >



会議資料データ【前日  
10 時までのデータを  
反映】



< 紙資料 >



修正・差替・追加資料分  
その他機密文書 など



## ◆ 定例会終了後

- ・ 会議資料データ【完全版】をメール配布



## 久留米市教育委員会会議等へのコンピュータ端末持込に関する基準（案）

### 1 趣旨

この基準は、久留米市教育委員会において開催される教育委員会会議等（以下「会議等」という。）への久留米市教育委員及び久留米市職員のコンピュータ端末の持込みに関して必要な事項を定めるものとする。

### 2 コンピュータ端末の使用制限

教育委員及び職員は、会議等にコンピュータ端末を持ち込んで使用する場合は、当該会議等に関する資料の閲覧以外で使用してはならない。

なお、ここでいう資料とは、市が貸与したコンピュータ端末で閲覧できる業務上作成したデータのことをいう。

### 3 遵守事項

- (1) コンピュータ端末を用いて、会議等を撮影、録音又は録画しないこと。
- (3) コンピュータ端末は、音が出ないように設定しておくこと。
- (4) 電子メールやチャットツール等を使用し、他の職員等との通信や審議又は審査中の情報の外部への発信を行わないこと。

### 4 その他

その他必要な事項等は、久留米市教育委員会と協議をして定めるものとする。

### 5 施行期日

令和 7年11月 1日

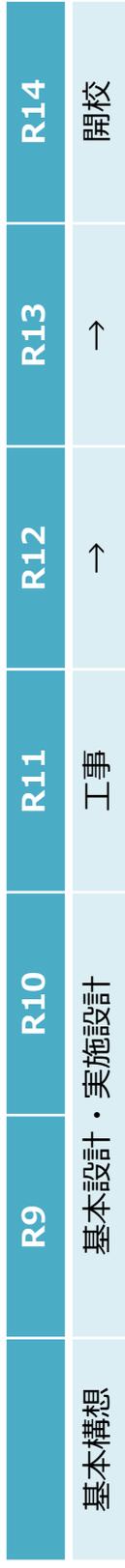
# 山本小・草野小・善導寺小・大橋小学校の統合による屏水中学校区の義務教育学校新設基本計画【案】について

## 1 基本計画【案】の概要

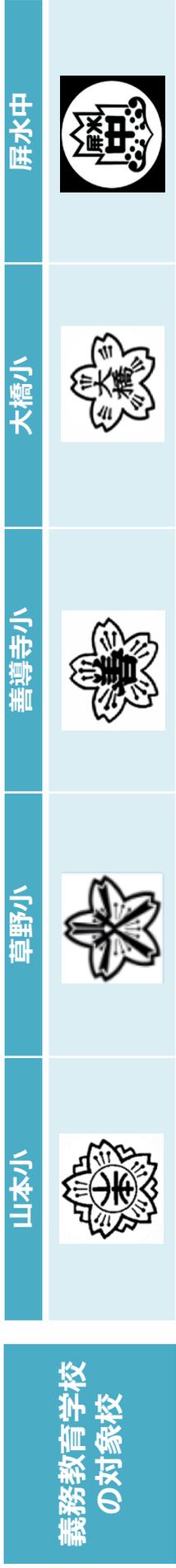
### 開校時期

令和14年4月1日の開校をめざします

【参考】今後の開校までの想定



現屏水中の施設や機能を活用した小中一体型の学校とし、義務教育学校として必要な安全性の確保や財源等を考慮しながら新たに整備します。



屏水エリアの4小学校と1中学校を統合・再編し、(仮称)屏水義務教育学校を新設します。義務教育学校は新しい学校となるため、校名・校章・校歌・校訓等を新たに定めます。

義務教育学校の設置場所

現在の屏水中学校敷地内とします (久留米市山本町耳納1069番地1)

## 開校に向けた協議調整の概要

久留米市で初めてとなる義務教育学校の新設に向けて、義務教育の9年間を見通した教育課程の構築、教職員の確保と人材育成、施設整備など、多岐にわたる内容在学校・保護者・地域等と連携しながら協議調整し、準備する必要があります。

### 義務教育学校新設準備委員会

- 【想定期間】 令和8年1月～令和9年3月
- 【委員構成】 小中学校保護者（各校2名程度） 地域（各2名程度）  
小中学校校長 市教育委員会  
\* 保護者・地域の委員は、推薦に基づき市教育委員会が委嘱
- 【開催頻度】 月1回程度の定期的な開催  
\* 必要に応じて複数回開催
- 【主な内容】 義務教育学校の基本構想  
めざす子ども像、屏水エリアの特色を活かした教育目標 など



### 義務教育学校開校準備協議会

- 【想定期間】 令和9年4月～令和14年3月
- 【委員構成】 小中学校保護者（各3名程度） 地域（各3名程度）  
小中学校校長 市教育委員会  
\* 保護者・地域の委員は、推薦に基づき市教育委員会が委嘱
- 【開催頻度】 月1回程度の定期的な開催  
\* 必要に応じて複数回開催
- 【主な内容】 義務教育学校の新設に向けて、具体的に検討が必要な事項

【新設準備委員会】  
基本構想などの義務教育学校の基本的な事項を協議します。

【開校準備協議会】  
義務教育学校の開校に向けて具体的な項目について協議調整します。

※ 委員会等の名称については仮称です

【義務教育学校開校に向けた主な検討内容】

- 校名・校章・校歌・校訓等の決め方の検討
- 学校施設の整備
- 学校給食
- 子どもの意見表明のワークショップ等
- 通学路の整備、スクールバス等の通学支援
- 交流事業の実施
- 児童保育所の対応
- コミュニティ・スクール
- 児童生徒に関する地域活動 など

## 義務教育学校の想定規模

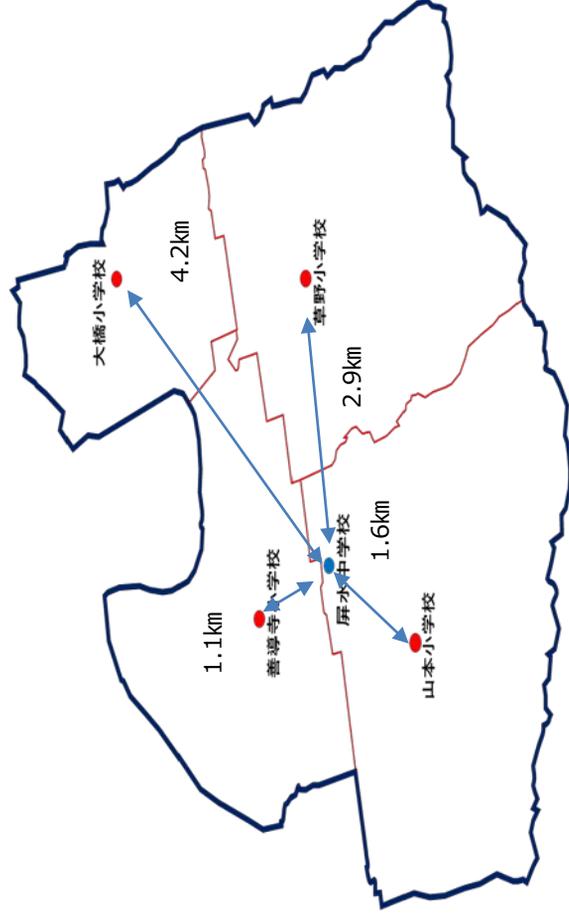
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	通常計	特支	総計
学級数	2	3	3	4	3	4	4	4	3	30	13	43
児童生徒数	59	77	80	111	101	132	121	108	96	885	60	945

(注1) 令和7年5月1日時点の入学予定の年齢別人数（未就学児は住民基本台帳）をもとに計上しています。なお、現時点で確定している令和6年度以降の人数となるため、令和13年度時点の推計となります。

(注2) 特別支援学級は、令和7年5月1日時点の障害種別・児童生徒数で推計しています。

## 各小学校から屏水中までの学校間の距離

地図上の距離は、直線距離ではなく実際の通学経路で計測した道のりの距離です。



## 開校までのよりよい教育環境の確保

- ① 多様な考えに触れることができる機会の確保や円滑な開校に向けて、小学校間交流や小中学校間交流を実施します。
- ② 開校までの間に複式学級が編制される場合は、県教育委員会への教員の加配を要望します。配置されない場合は、市教育委員会で非常勤講師を配置し、複式学級を回避した形で授業を実施します。



山本小学校・草野小学校・善導寺  
小学校・大橋小学校の統合による  
屏水中学校区の義務教育学校新設  
基本計画【案】

令和 7 年 1 0 月  
久留米市教育委員会

# 目 次

## 本 編

はじめに .....	1
1 山本小学校・草野小学校・善導寺小学校・大橋小学校の 統合による屏水中学校区の義務教育学校新設基本計画決 定までの手順 .....	2
2 屏水中学校区の義務教育学校の新設 .....	3
3 義務教育学校の学校名・設置場所 .....	4
4 義務教育学校の開校時期・施設整備等 .....	5
5 義務教育学校の新設に向けて .....	6
6 義務教育学校の新設に向けた取組項目 .....	7
7 義務教育学校の教育課程 .....	7

## 資料編

1 これまでの児童生徒数・学級数の推移 .....	1
2 児童生徒数・学級数の推計 .....	4

# 本 編

## はじめに

久留米市教育委員会では、小規模化が進む市立小学校の課題等に対応するため、基本的な考え方や対応等を取りまとめた「久留米市立小学校小規模化対応方針」を平成30年10月に策定しました。

対応方針では「子どもたちの教育を充実する観点からは、全学年でのクラス替えや学習活動の内容に応じて学級を超えた集団を編成することが可能となり、かつ同学年に複数の教職員を配置できる1学年が複数の学級で構成されていることが望ましい」とし、小規模化対応の基本方策を「学校の統合」としています。

さらに、急激な少子化と学校施設の老朽化が全市的に進行していることから、令和5年2月に対応方針を改定しました。

その中では、小規模化対応を全市的に検討する優先順位として、児童数推計の観点から「既に複式学級が発生している学校」「今後、複式学級の発生が見込まれる学校」「望ましい学校規模を下回る学校」を掲げるとともに、学校施設の老朽化の観点から「老朽化により施設の更新が必要な小規模校については、優先的な対応の検討を行う」としたところです。

この対応方針に基づき、令和3年4月には、本市で初めてとなる下田小・浮島小・城島小学校の統合を実施しました。また、令和7年4月に青峰小と高良内小学校が統合し、令和8年4月には、大橋小と善導寺小学校の統合を実施します。これらの統合により、順次、望ましい学校規模を実現しているところです。

全国の出生数は、急速な減少が続いており、令和6年は68万6061人と初めて70万人を割り込み、過去最低を更新しました。この人数は、過去最多の昭和24年の約4分の1になります。

本市の出生数も、令和6年度は初めて2000人を下回る1999人となり、合併以降で最多の平成18年度の約3分の2以下となっています。

こうした状況を踏まえ、将来の社会を担う子どもたちのために、人口減少及び少子化に本格的に向き合い、持続的でより良い教育環境を構築する必要があります。

本計画は、令和8年4月の大橋小と善導寺小学校の統合の次の段階として、屏水中学校区の山本小・草野小・善導寺小・大橋小学校及び屏水中学校の5校による本市で初めての義務教育学校の新設に向けた基本計画です。

計画では、新設までの手順や開校時期等の基本的な事項を定め、屏水中学校区における新しい学校教育の実現に向けた具体的な検討を進めることについて、お示しします。

## 山本小学校・草野小学校・善導寺小学校・大橋小学校の統合による 屏水中学校区の義務教育学校新設基本計画決定までの手順

### (1) 計画の位置付け

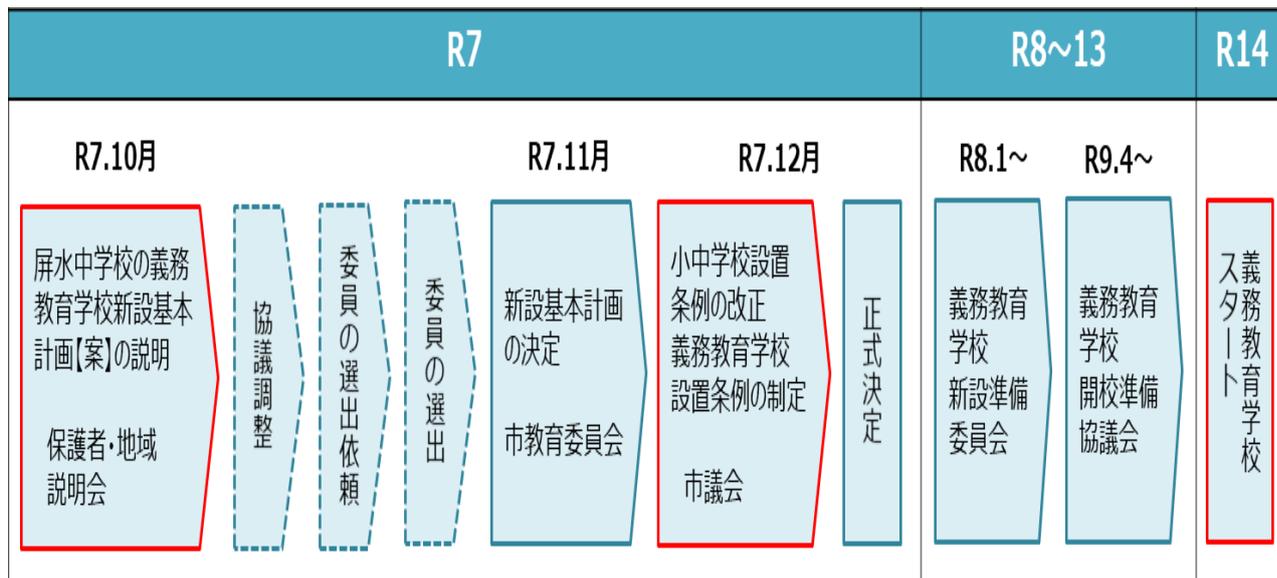
この計画は、令和8年4月の大橋小学校と善導寺小学校の統合の次の段階として、屏水中学校区の山本小学校、草野小学校、善導寺小学校、大橋小学校及び屏水中学校の5校による久留米市で初めてとなる義務教育学校の新設に向けた基本計画です。

計画内容は、現段階における久留米市教育委員会の原案であり、対象となる小中学校の保護者や地域住民等の方々との丁寧な協議調整を経たうえで、教育委員会議に諮る議案として決定します。

### (2) 計画決定までの手順

- ① 義務教育学校新設基本計画案の内容について、保護者や地域住民等の方々との丁寧な協議調整を実施  
▽
- ② 保護者や地域住民の組織等において、義務教育学校新設基本計画案及び義務教育学校新設準備委員会への委員の推薦等について了承  
▽
- ③ 義務教育学校新設基本計画を教育委員会議において議決し、正式に決定

#### 【参考】義務教育学校開校までの流れ



## 2 屏水中学校区の義務教育学校の新設

### (1) 義務教育学校の新設

- ① 急速な人口減少と少子化が進行する中、久留米市の子ども等の状況を踏まえると、小中連携教育の充実を図り、その手法の一つである小中一貫教育（義務教育学校・小中一貫校）の実施を検討する必要があります。
- ② 屏水中学校区では、大橋小・山本小・草野小学校とも全学年でクラス替えができない小規模校となっています。また、善導寺小学校を含む小学校のいずれも4つの小学校の全児童を受け入れる施設規模はなく、老朽化が進行し、災害リスクも見られています。
- ③ 屏水中学校区の全ての小学校は、基本的に全ての児童が屏水中学校に進学することを踏まえ、現在の屏水中学校に小中一体型の施設を整備することによって、小中学校を合わせた一つの学校である義務教育学校を屏水中学校区の新しい学校教育として位置付けます。

### (2) 対象校

「久留米市立小学校小規模化対応方針」及び「大橋小学校・善導寺小学校統合基本計画」を踏まえ、屏水中学校区の4小学校と1中学校を再編し、義務教育学校を新設します。

山本小	草野小	善導寺小	大橋小	屏水中
				

#### 【参考】義務教育学校の制度

設置根拠	条例	校長	1人
修業年限	前期課程6年 後期課程3年	教職員	小中学校を合わせて一つの組織
学年編成	1・2・3・4・5・6 7・8・9年生	教員免許	原則として小学校と中学校の免許が必要（当分の間はどちらか一方の所有でも可）

## (1) 学校名

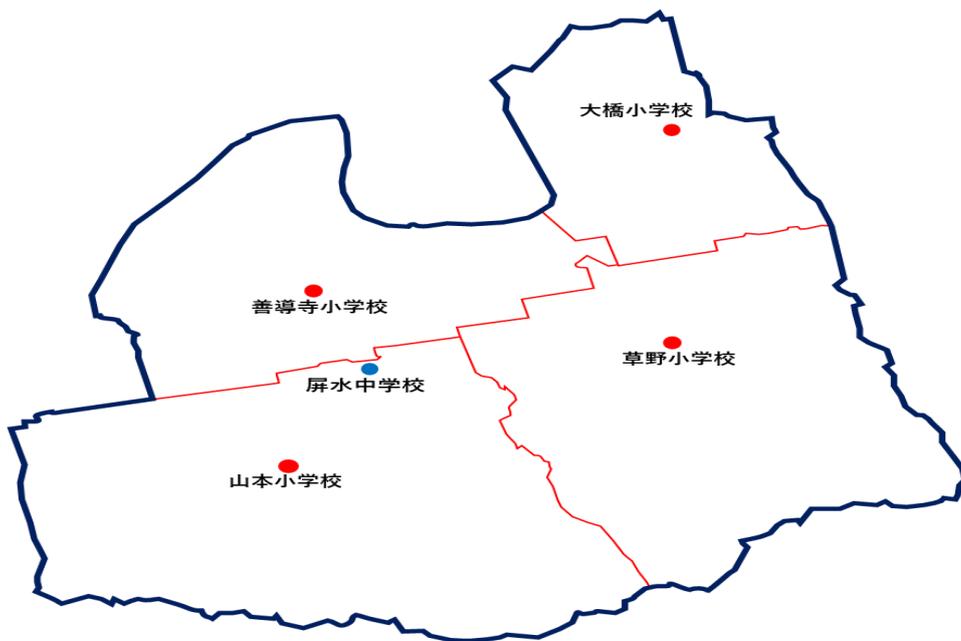
義務教育学校は新設になるため、学校名を新たに決定することになります。

義務教育学校に関する条例の制定にあたっては、仮称として「屏水義務教育学校」とし、開校までの間に正式決定したうえで、必要に応じて条例改正議案を提案します。

## (2) 設置場所

義務教育学校の設置場所は、地理的な状況や施設の築年数を踏まえるとともに、小中学校一体となった義務教育学校の特長を活かすため、現在の屏水中学校の場所とします。

学校名	設置場所
屏水義務教育学校	久留米市山本町耳納1069番地1



## 4 義務教育学校の開校時期・施設整備等

### (1) 開校時期

義務教育学校の開校にあたっては、教育課程の検討、教職員の確保と人材育成、施設・機能の整備等の準備が必要になることを踏まえ、次に掲げる時期をめざします。

開校をめざす時期
令和14年4月1日

(注) 開校時期については、今後、解決すべき様々な課題が考えられますので、めざす時期としています。

### (2) 義務教育学校の施設整備等

現在の屏水中学校の施設や機能を基本的に活用した小中一体型の学校とし、義務教育学校として必要となる施設や機能については、安全性の確保や財源等を考慮しながら新たに整備します。

#### 開校までの想定

R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14 (予定)
基本構想	基本設計・実施設計		工事	→	→	開校

### (3) その他

学校の新設に伴い、校章・校歌・校訓についても、義務教育学校が開校するまでの間に新たに決定することになります。

## 5 義務教育学校の新設に向けて

義務教育学校の新設に向けて決定する必要がある事項については、本計画決定後、学校・保護者・地域住民の方々等で構成する（仮称）義務教育学校新設準備委員会を設置し、基本構想等の基本的な事項を協議調整します。

その後、（仮称）義務教育学校開校準備協議会に移行し、開校に向けた具体的な項目について協議調整します。これらの状況については、ニュース等を作成して適宜広報していきます。

### 協議調整する場の設置

学校・保護者・地域住民の方々等で構成する協議調整の場を設置し、基本構想等の基本的な事項及び開校に向けた具体的な項目について協議調整します。

#### 義務教育学校新設準備委員会

- [想定期間] 令和8年1月～令和9年3月
- [委員構成] 小中学校保護者（各校2名程度） 地域（各2名程度）  
小中学校校長 市教育委員会
  - \* 保護者・地域の委員は、推薦に基づき市教育委員会が委嘱
- [開催頻度] 月1回程度の定期的な開催
  - \* 必要に応じて複数回開催
- [主な内容] 義務教育学校の基本構想  
めざす子ども像、屏水エリアの特色を活かした教育目標 など



#### 義務教育学校開校準備協議会

- [想定期間] 令和9年4月～令和14年3月
- [委員構成] 小中学校保護者（各3名程度） 地域（各3名程度）  
小中学校校長 市教育委員会
  - \* 保護者・地域の委員は、推薦に基づき市教育委員会が委嘱
- [開催頻度] 月1回程度の定期的な開催
  - \* 必要に応じて複数回開催
- [主な内容] 義務教育学校の新設に向けて、具体的に検討が必要な事項

**(1) 新設に向けた取組項目**

義務教育学校の新設に向けて、主に次の項目について取組を進めます。  
なお、具体的な内容は、前述の協議会等において協議調整を行います。

取組内容	主な内容
義務教育学校 設置のための 取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 学校名・校章・校歌・校訓の決め方</li> <li>◇ 学校施設の整備</li> <li>◇ 学校給食 等</li> </ul>
子どもの意見 表明の機会	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ ワークショップやアンケートの実施</li> <li>◇ 児童会・生徒会の交流 等</li> </ul>
児童の安全・ 安心のための 取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 小学校間交流事業、小中学校間交流事業の実施</li> <li>◇ 通学路の整備及びスクールバス等の通学支援</li> <li>◇ スクールカウンセラーの配置拡充 等</li> </ul>
その他の協議 検討項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 学童保育所の対応</li> <li>◇ コミュニティ・スクール</li> <li>◇ 地域活性化（児童生徒に関する地域活動）等</li> </ul>

**(2) 開校までのよりよい教育環境の確保**

- ① 多様な考えに触れることができる機会の確保や円滑な開校に向けて、小学校間交流や小中学校間交流を実施します。
- ② 開校までの間に複式学級が編制される場合は、県教育委員会への教員の加配を要望します。配置されない場合は、市教育委員会で非常勤講師を配置し、複式学級を回避した形で授業を実施します。担任については、常勤教員の中から選任し、協力連携しながら、円滑な学級運営に努めます。

# 資料編

## 1 これまでの児童生徒数・学級数の推移

屏水中学校区における昭和50年度から令和7年度までの児童生徒数・学級数の推移は次のとおりです。

### (1) 児童数・学級数の推移

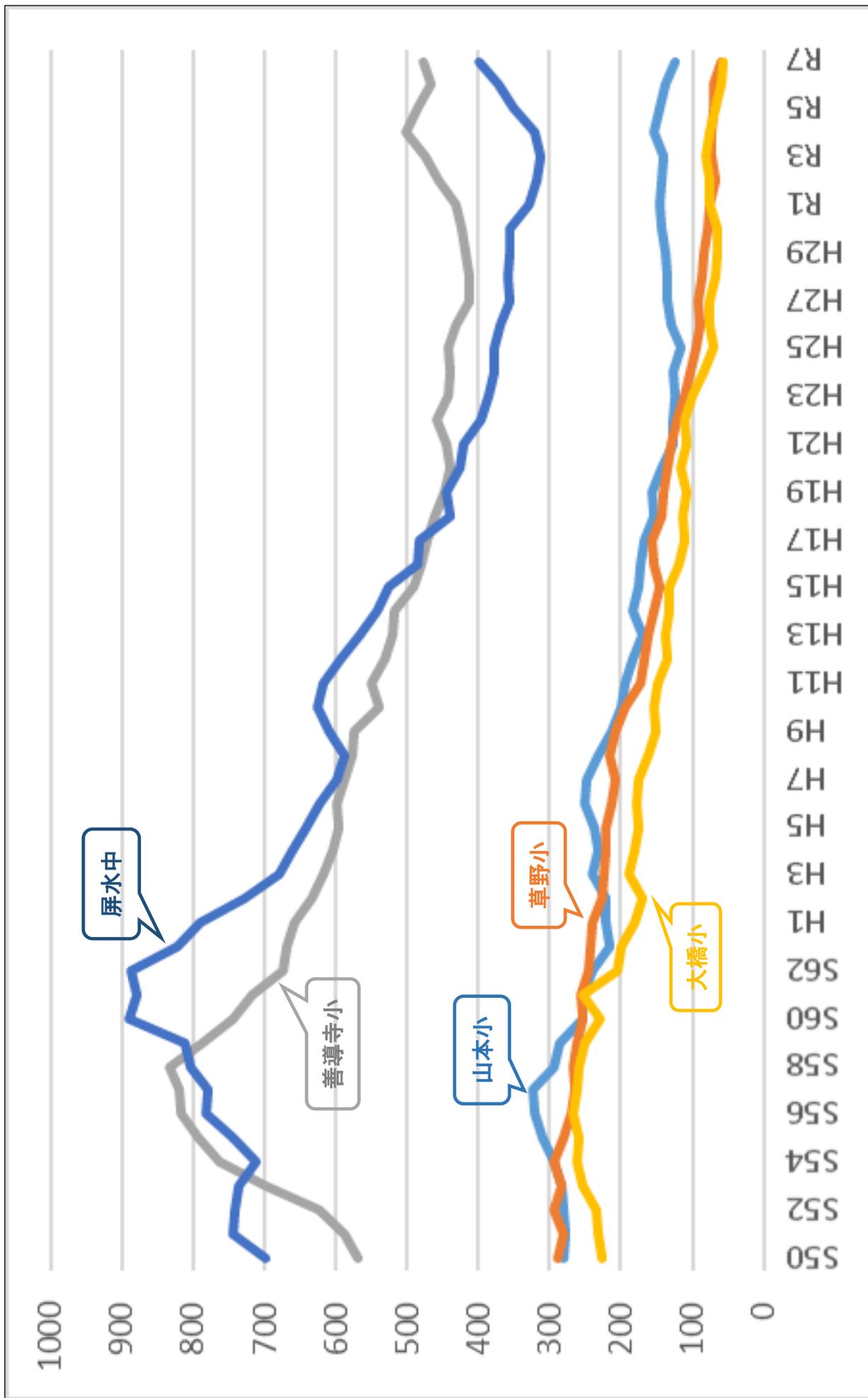
年度	山本小		草野小		善導寺小		大橋小		屏水中	
	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	生徒	学級
S50	282	10	290	11	569	15	227	7	699	19
S51	278	10	281	11	587	16	232	7	745	19
S52	282	11	293	12	622	18	235	7	743	19
S53	284	10	284	11	698	18	254	7	736	19
S54	295	10	294	11	764	20	261	7	712	18
S55	310	11	281	10	793	20	260	7	744	18
S56	321	12	271	10	816	20	266	8	782	18
S57	323	11	265	9	819	20	261	8	780	18
S58	294	11	266	8	832	22	260	8	804	19
S59	286	10	263	8	788	20	252	8	811	20
S60	253	8	254	8	745	20	229	7	890	22
S61	254	9	256	8	718	19	255	7	878	23
S62	241	8	246	8	674	18	205	6	888	23
S63	215	7	243	9	668	18	199	6	822	21
H1	221	7	241	9	659	18	180	6	790	21
H2	221	8	227	7	633	19	171	6	729	20
H3	239	9	224	7	619	19	188	7	680	19
H4	233	9	222	7	603	18	181	7	662	18
H5	237	9	222	7	595	18	176	7	642	19
H6	250	9	212	6	600	18	179	7	623	18
H7	249	9	207	6	587	18	175	6	599	17
H8	232	8	215	6	577	18	162	6	589	16
H9	214	7	209	6	574	18	151	6	609	17

年度	山本小		草野小		善導寺小		大橋小		屏水中	
	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	生徒	学級
H10	200	8	194	6	539	17	155	6	625	17
H11	194	8	173	6	551	18	149	6	617	17
H12	184	8	168	6	531	17	136	6	594	16
H13	170	7	163	6	521	17	138	7	566	15
H14	183	7	153	6	518	18	133	7	543	15
H15	175	6	147	7	490	17	132	7	527	15
H16	173	7	153	6	481	17	118	6	485	14
H17	167	7	157	7	471	16	110	7	483	14
H18	154	7	143	7	462	16	113	7	439	14
H19	157	7	141	7	447	15	109	7	444	14
H20	144	7	134	8	441	15	117	7	427	14
H21	128	7	129	7	446	16	108	7	421	13
H22	127	7	121	7	459	16	110	7	397	14
H23	125	7	110	7	442	15	99	7	386	14
H24	128	6	104	7	440	15	85	7	378	14
H25	117	7	95	7	443	14	71	7	378	13
H26	129	7	89	7	433	15	75	7	370	12
H27	134	7	91	7	413	15	75	7	356	12
H28	134	7	86	7	413	14	67	7	358	12
H29	138	8	84	7	419	15	65	7	355	12
H30	143	8	79	8	424	16	66	7	356	12
R1	147	8	75	8	431	18	75	7	328	11
R2	143	8	67	8	455	18	76	7	318	11
R3	140	8	73	8	474	20	81	7	314	11
R4	154	9	72	8	502	21	76	7	321	13
R5	146	9	70	8	485	20	68	7	350	15
R6	138	8	70	8	467	20	61	7	373	15
R7	124	8	61	7	478	21	57	7	399	17

(注) 児童生徒数は各学校に在籍する全児童生徒数（各年度5月1日時点）、学級数は各学校の全学級数です。

(2) 各学校の全児童生徒数の推移グラフ

児童生徒数 (人)



## 2 児童生徒数・学級数の推計

### (1) 令和7年度の状況

#### 山本小学校

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援学級	合計
学級数	1	1	1	1	1	1	2	8
児童数	23	19	16	23	18	20	7	126
学級あたりの人数	23.0	19.0	16.0	23.0	18.0	20.0	-	-

#### 草野小学校

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援学級	合計
学級数	1	1	1	1	1	1	1	7
児童数	5	11	12	12	14	5	2	61
学級あたりの人数	5.0	11.0	12.0	12.0	14.0	5.0	-	-

#### 善導寺小学校

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援学級	合計
学級数	3	2	2	3	2	3	6	21
児童数	76	66	55	95	67	78	41	478
学級あたりの人数	25.3	33.0	27.5	31.6	33.5	26.0	-	-

#### 大橋小学校

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援学級	合計
学級数	1	1	1	1	1	1	1	7
児童数	12	4	7	10	8	10	6	57
学級あたりの人数	12.0	4.0	7.0	10.0	8.0	10.0	-	-

## 屏水中学校

	1年	2年	3年	特別支援学級	合計
学級数	4	4	4	5	17
児童数	124	121	130	24	399
学級あたりの人数	31.0	30.2	32.5	-	-

(注1) 令和7年5月1日時点の全児童生徒数・学級数です。

(注2) 小学校は1学級35人編制、中学校は1学級40人編制です。

(注3) 特別支援学級は、障害種別ごとに1学級あたり児童生徒8人が上限です。

(注4) 大橋小学校は、2年生と3年生の組合せで複式学級が編制される人数ですが  
県教育委員会による教員加配の特例措置により、複式学級になっていません。

## (2) 児童生徒数・学級数の推計（通常学級）

住民基本台帳（令和7年5月）をもとに、過去5年間の児童数の増減率を反映して算定した児童生徒数・学級数の推計は、次のとおりです。

### 山本小学校

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
R7	1	1	1	1	1	1	6
	23	19	15	23	17	20	117
R8	1	1	1	1	1	1	6
	28	23	19	16	23	17	126
R9	1	1	1	1	1	1	6
	16	28	23	20	16	23	126
R10	1	1	1	1	1	1	6
	23	16	28	24	20	16	127
R11	1	1	1	1	1	1	6
	17	23	16	29	24	20	129
R12	1	1	1	1	1	1	6
	23	17	23	17	29	24	133
R13	1	1	1	1	1	1	6
	15	23	17	24	17	28	124

### 草野小学校

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
R7	1	1	1	1	1	1	6
	5	11	12	12	14	5	59
R8	1	複式学級		1	1	1	5
	6	5	11	12	13	13	60
R9	1	1	複式学級		1	1	5
	9	6	5	11	13	13	57
R10	1	1	1	複式学級		1	5
	14	9	6	5	12	13	59
R11	1	1	1	1	複式学級		5
	10	14	9	6	5	12	56
R12	1	1	1	1	1	1	6
	3	10	15	9	6	5	48
R13	複式学級		1	1	1	1	5
	3	3	10	15	10	6	47

### 善導寺小学校

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
R7	3	2	2	3	2	3	15
	76	66	55	95	67	78	437
R8	3	3	2	2	3	3	16
	95	85	69	61	103	73	486
R9	3	3	3	2	2	3	16
	77	92	84	68	60	101	482
R10	3	3	3	3	2	2	16
	78	75	91	83	67	59	453
R11	2	3	3	3	3	2	16
	57	76	74	90	82	66	445
R12	2	2	3	3	3	3	16
	58	55	75	73	88	80	429
R13	2	2	2	3	3	3	15
	48	56	55	74	72	86	391

\* 令和8年度以降は、大橋小学校の児童を含みます。

### 大橋小学校

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
R7	1	1	1	1	1	1	6
	12	4	7	10	8	10	51
R8							
R9							
R10							
R11							
R12							
R13							

\* 令和8年度に善導寺小学校と統合し、同年度以降の児童数は善導寺小学校に含みます。

## 屏水中学校

	1年	2年	3年	合計
R7	4	4	4	12
	124	121	130	375
R8	4	4	4	12
	131	124	122	377
R9	4	4	4	12
	114	132	125	371
R10	4	4	4	12
	108	114	133	355
R11	5	4	4	13
	146	108	115	369
R12	3	5	4	12
	92	147	109	348
R13	3	3	5	11
	103	92	148	343

(注1) 表中は通常学級で各年度の上段は学級数、下段は児童生徒数です。

(注2) 過去5年間に1学年が上がるごとの児童数の増減値の平均を増減率として算出しています。

(注3) 小学校は1学級35人編制です。

中学校は、法改正の動向を踏まえ、令和8年度は1年生が1学級35人編制、2・3年生は1学級40人編制、令和9年度は1・2年生のみ35人編制、令和10年度以降は全学年で35人編制で計上しています。

(注4) 隣り合う2つの学年の児童数の合計が第1学年を含む場合は8人以下、それ以外の学年では16人以下で複式学級が編制されます。

**(3) 中学校に入学予定の年齢別人数 (R7.5.1 現在)**

中学校に入学予定の生徒の年齢別人数及び未就学児の住民基本台帳の年齢別人数は次のとおりです。

7年度年齢	12歳 (小6)	11歳 (小5)	10歳 (小4)	9歳 (小3)	8歳 (小2)	7歳 (小1)	6歳	5歳	4歳	3歳	2歳	1歳
入学予定年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
児童数	123人	118人	154人	96人	108人	121人	132人	101人	111人	80人	77人	59人
うち山本小	20人	21人	25人	15人	20人	23人	28人	15人	20人	14人	16人	9人
うち草野小	6人	14人	13人	12人	11人	5人	6人	8人	12人	9人	3人	3人
うち善導寺小	85人	74人	105人	61人	73人	80人	87人	64人	68人	49人	49人	36人
うち大橋小	12人	9人	11人	8人	4人	13人	11人	14人	11人	8人	9人	11人

**(4) 義務教育学校の想定規模**

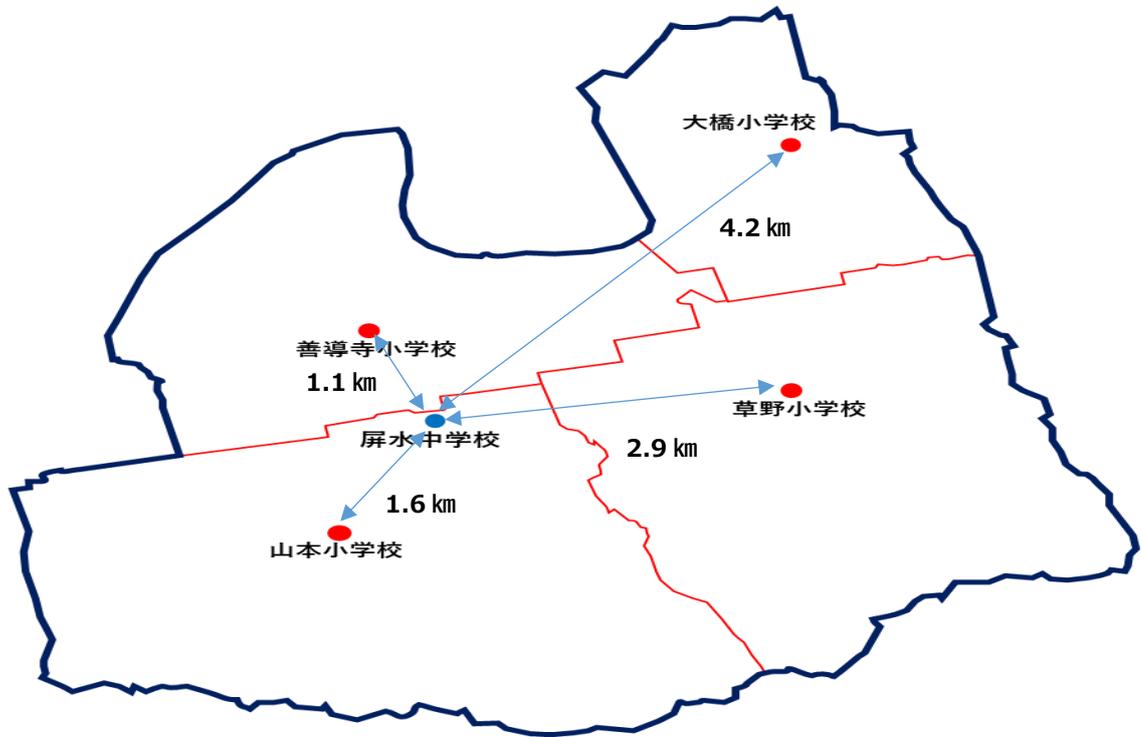
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	通常計	特支	総計
学級数	2	3	3	4	3	4	4	4	3	30	13	43
児童生徒数	59	77	80	111	101	132	121	108	96	885	60	945

(注1) 令和7年5月1日時点の入学予定の年齢別人数(未就学児は住民基本台帳)をもとに計上。なお、現時点で確定している令和6年度以降の人数となるため、令和13年度時点の推計となります。

(注2) 特別支援学級は、令和7年5月1日時点の障害種別・児童生徒数で推計しています。

## (5) 校区図

各小学校から屏水中学校までの学校間の距離は、次のとおりです。  
なお、直線距離ではなく実際の通学経路で計測した道のりの距離を表記しています。





教育委員会後援事業等に関する報告

※区分の★は新規に申請があったもの

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
1	令和7年10月13日(月)13:45～15:20	映画「夕陽のあと」無料上映会	社会福祉法人慈愛会	石橋文化会館 小ホール	後援★	生涯学習推進課
2	①令和7年10月22日(水)10:00～11:30 ②令和7年10月23日(木)18:30～20:30 ③令和7年10月25日(土)14:00～16:00	講座&ワークショップ「7か国語で話そう」	ヒッポファミリークラブ西日本	①久留米シティプラザスタジオ1 ②③久留米シティプラザスタジオ3	後援	生涯学習推進課
3	令和7年11月8日(土)～令和8年1月18日(日)58日間 開館時間:10:00～17:00(入館は16:30まで) 月曜休館(11月24日・1月12日は開館) 年末年始休館(12/28-1/3)	ちくごist 深よみ 古賀春江	久留米市美術館	久留米市美術館(本館2階)	後援	生涯学習推進課
4	令和7年12月2日(火)19:00～21:00	デビュー30周年記念ふるさとの唄2025野田かつひコンサート	野田かつひコンサート実行委員会	石橋文化ホール	後援	生涯学習推進課
5	令和8年4月25日(土)10:00～4月26日(日)16:00	太宰府支部 いけばな池坊展	池坊太宰府支部	久留米シティプラザ2階展示室1・2・3	後援★	生涯学習推進課
6	令和8年1月10日(土)16:00～18:15	青少年健全育成事業 森山良子コンサート 久留米信愛中学校・高等学校合唱団演奏	ちくご菜の花ライオンズクラブ	久留米シティプラザ ザ・グランドホール(約1200人収容見込み)	後援	生涯学習推進課
7	令和7年12月7日(日)14:00～15:30	講演会「ミャンマーの今を語る～久留米とのつながり」	特定非営利活動法人 久留米地球市民ボランティアの会	えるピア久留米301.302学習室	後援	生涯学習推進課
8	令和8年3月6日(金)～3月9日(月)10:00～18:00	池坊三猪支部創立85周年記念花展	池坊三猪支部	久留米シティプラザ 展示室I・II	後援	生涯学習推進課
9	令和7年11月5日(水)、6日(木)、12日(水)9:00～12:00	「こどもみらいガイド」講座	一般社団法人みらなび	北野町生涯学習センター、田主丸アリーナ、大冨洗町中央公民館	後援	生涯学習推進課
10	令和7年10月2日(木)～10月5日(日)9:00～18:00 授賞式:10月5日(日)11:00～	第28回竹峰書藝大院全国書道展	竹峰書藝大院	ブラム・カルコア・太宰府	後援	生涯学習推進課
11	令和7年11月22日(土)～12月7日(日)9:00～17:00(ライトアップ期間中は20:00まで延長開園)	石橋文化センターもみじまつり2025	公益財団法人久留米文化振興会	石橋文化センター園内(久留米市野中町1015)	後援	生涯学習推進課
12	令和7年10月2日(木)～令和8年3月31日(火)11:00～18:00	久留米まちなか美術館2025めぐって繋がるまちづくりNo14	けやきとアートの散歩路	Gallery Earl Gray 蜷川公園 真教寺 本泰寺 ZIPZAPギャラリー 市内のcaféやレストラン	後援	生涯学習推進課
13	令和7年11月30日(日)10:00～17:00	第13回Dr.ブンブン～オトナにチャレンジ!～	Dr.ブンブン実行委員会	久留米シティプラザ全館	後援	生涯学習推進課
14	令和7年10月19日(日)10:00～16:00	北野ルネッサンス 参道フェスタ2025	北野天満宮参道活性化委員会	北野天満宮参道沿い(久留米市北野町今山372番地4)	後援★	生涯学習推進課
15	令和7年10月11日(土)～11月30日(日)9:00～17:00	グリーンマルシェ 秋の植木祭	くろめ緑花センター協同組合	くろめ緑花センター 道の駅くろめ	後援	生涯学習推進課
16	令和7年11月17日(月)、19日(水)、24日(日祝)、26日(水) 9:00～12:00	「こどもみらいガイド」講座	一般社団法人みらなび	地場産くろめ、チクロス、いこつと、野中生涯学習センター	後援	生涯学習推進課
17	令和7年11月22日(土)10:00～16:00	ココカラ～1日限りのテーマパーク～	NPO法人くろぶら	久留米百年公園(久留米市百年公園2432-1)	後援	生涯学習推進課
18	令和7年11月24日(月)11:00～16:00	2025オレンジリボンこどもフェスタinくろめ	特定非営利活動法人にじろCAP	久留米シティプラザ、六角堂広場、展示室	後援	生涯学習推進課
19	令和7年12月7日(日)14:00開演～16:00終演予定	第15回御井女声コーラスコンサート	御井女声コーラス	ホテルリタール創世 久留米 西館1階 アテナ	後援	生涯学習推進課
20	令和7年10月11日～10月12日 9:00～	田主丸文化祭	田主丸文化祭実行委員会	うきは市文化会館「白壁ホール」【芸能部門】 うきは市るり色ふるさと館【展示部門】	後援	田主丸事務所

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
21	令和7年10月6日 17:15～19:15	第7回「ヒナモロコチャリティーコンサート」 「巨峰ぶどうの聖地のワイナリーで、お月見と音楽会」	山苞の会	巨峰ワイナリー内レストラン ホイリゲ	後援	田主丸事務所
22	令和7年9月25日～令和8年3月31日10:00～18:00	ヒューマンアカデミー こどもプログラミング無料体験会	ヒューマンアカデミー株式会社	久留米市諏訪野町2162、 久留米市上津町1918-5、 久留米市大善寺町456	後援	学校教育課
23	令和7年10月11日 10:00～16:00	おみせやささんごっこ	ASURA	久留米工業大学体育館	後援	学校教育課
24	令和7年10月12日13:00～16:30	FUKUOKA TAKE ACTION! D&I サッカーフェスタ in久留米2025	株式会社ハートアップ	久留米大学旭町キャンパス 医学部総合グラウンド	後援★	学校教育課
25	令和7年10月13日～令和7年11月12日	第5回まちに夢をひろげようプロジェクト がんばれ受験生！地元高校ラジオ入試説明会2025	ドリームスエフエム放送株式会社	放送内(佐賀県東部・福岡県南地区)	後援	学校教育課
26	令和7年10月18日・25日 10:00～12:00・13:00～15:00	筑後大堰特別見学会	独立行政法人水資源機構筑後川下流総合管理所	筑後川下流総合管理所	後援★	学校教育課
27	①令和7年10月19日10:30～12:30 ②令和7年10月19日13:30～15:30 ③令和7年10月21日10:30～12:30 ④令和7年10月23日10:30～12:30 ⑤令和7年10月25日10:30～12:30 ⑥令和7年10月26日10:30～13:30 ⑦令和7年10月26日13:30～15:30	子どもの将来を考えるマネー講座	一般社団法人日本中小企業DC支援協会	大牟田エコサクセンター・ 石橋文化センター・オンライン	後援	学校教育課
28	令和7年11月14日12:50～16:40	令和7年度福岡教育大学附属久留米中学校公開授業研究会	国立大学法人福岡教育大学	福岡教育大学付属久留米中学校	後援	学校教育課
29	令和7年11月16日10:00～16:00 令和8年1月18日10:00～16:00	久留米キャリアプロジェクト	久留米大学キャリアプロジェクト	久留米大学御井学舎つながるめ、ゆめタウン久留米ウエストコート	後援	学校教育課
30	令和7年11月16日13:00～17:00	ジュニア・ロースクール2025in筑後地区	福岡県弁護士会	福岡県弁護士会筑後部会館	後援	学校教育課
31	令和7年11月30日13:30～16:30	オモロー授業発表会in久留米	オモロー授業発表会実行委員会	久留米大学(御井学舎)	後援	学校教育課

## 久留米市小中一貫教育に関する方針案の策定状況について

### 1 基本的な考え方

久留米市では、小学校から中学校への円滑な接続をめざして、小中連携教育に取り組んでいます。

そうした中「子どもの心身の発達の早期化」「不登校の増加や低年齢化」「教科指導における専門性の強化」等の課題に対応するため、小中連携教育を一步前に進めた小中一貫教育の導入を検討する必要があると考えています。

### 2 小中一貫教育に関する方針案検討委員会の設置及び進捗状況

市教育委員会では、学識経験者・保護者・地域・校長等7人で構成する「久留米小中一貫教育に関する方針案検討委員会(委員長 伊藤 克治 福岡教育大学教授)」を設置し、小中一貫教育のあり方等に関する方針案を検討しています。

#### 開催状況

	概要	日付
第1回	方針案策定の背景及び目的等について	R7.7.14
第2回	久留米市がめざす小中一貫教育や期待される効果等について	R7.9.08

### 3 久留米市がめざす小中一貫教育について

#### (1) 目的等

子ども一人ひとりの可能性を拓き、多様な人々と協働しながら「ふるさと久留米」への愛着と誇りをもち、民主的で持続可能な社会の創り手となる資質・能力を育むために、全ての小中学校の教職員が連携・協働し、子どもの9年間の学びと育ちをとらえた小中一貫教育を進めていきます。

#### (2) 基本視点

- ① 「めざす15歳の姿」の共有  
めざす15歳の姿を共有し、それに沿った各学校の「重点目標」を設定します。
- ② 9年間の系統性・連続性を意識した特色ある教育の推進  
義務教育9年間の学びがつながるように教育課程を編成して教育を進めます。
- ③ 児童生徒の交流や教職員の連携・協働の推進  
小中学校間の乗り入れ授業や合同行事の実施、教職員による小中合同研修会の開催を積極的に進めます。
- ④ 学校・家庭・地域が連携・協働した教育活動の展開  
コミュニティ・スクールを基盤にした議論等を重ね、特色ある取組を進めます。

### (3) 期待される効果

- ① 9年間を見通した学力の保障と向上  
児童生徒の発達に即した系統性、連続性のある学びが期待できます。
- ② 中学校への円滑な接続や進学への期待感の高まり  
児童が中学校の学習、生活等を体験することで、中学校生活に見通しができます。
- ③ 教職員の指導力の向上  
小中学校の教員の交流により、児童生徒理解や指導方法改善の意欲が高まります。
- ④ 豊かな人間性や社会性の育成  
地域等とのふれあいや交流により、社会性が育まれ、人との関わりが広がります。

### (4) 小中一貫教育に向けての基本的な考え方

#### ① 義務教育学校の検討

義務教育学校では、9年間を見通した系統的な学びや小中学校教員の相互乗り入れ授業等を日常的に実施することができます。また、こうした小中学校教員の協働による様々な取組例を蓄積し、各学校へ展開することは、本市の小中一貫教育の推進につながるものと考えています。

現在、屏水中学校区において、義務教育学校の設置に向けた検討を行うとともに、保護者や地域の皆様への説明等を行っているところです。

#### ② 小中一貫教育の実施について

義務教育学校・小中一貫校による小中一貫教育の実施にあたっては、小中学校を見通した教育課程の編制、教職員の確保と人材育成、施設整備など、多岐にわたる事項の検討が必要になります。そのため、本市においては、屏水中学校区における義務教育学校の検証等を踏まえる必要があると考えています。

## 4 今後について

児童生徒アンケート（学校や授業、小中学校の違いに関する意見等）及び教員アンケートを実施し、引き続き検討を進めます。

### 【参考】小中連携教育と小中一貫教育

